

競争入札心得

(上川郡鷹栖町)

第3条第2項及び第3項削除
第7条第1項第4号及び第8号削除

(総則)

第1条 鷹栖町が発注する物品購入の指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知するものとする。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りでない。

(入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上自己の氏名を表記して提出しなければならない。

~~2 郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵便により入札しようとする者は、その封書に「何何工事入札書」と朱書きし、配達証明郵便で提出しなければならない。~~

~~3 電報による入札を認める場合において、電報により入札しようとする者は、親展照校電報によってしなければならない。~~

(公平な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合はその名称及び代表者氏名）を併記し代理人が押印して入札するものとする。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をする事ができない。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とする事は出来ない。

(入札書の書替え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引替え、又は撤回する事ができない。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

~~(4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札~~

(5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について2以上の入札をしたときの入札

(6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札

(7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札

~~(8) 郵便又は電報による入札で所定の日時までに到着しなかったもの~~

(9) 無権代理人がした入札

(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札

(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

第12条、第14条、第15条及び第16条全文削除

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らなかった場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行う。回数は、原則として3回を限度とする。

2 再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがある。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行なった者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上の予定価格範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2名以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(最低価格の入札を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適正と認められるとき。

2 前項の規定に基づき、該当すると認められたときは、予定価格の範囲内で申込みをした他の者の内最低の価格で申込みをした者を落札者とする。

(入札保証金の返還)

第12条 ~~落札者が決定した場合、入札保証金は落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対して入札執行後に返還する。~~

~~2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還する。~~

(契約の締結)

第13条 **落札者が当該契約を締結しようとするときは、落札決定の通知を受けた日から7日以内に次の各号により対応しなければなりません。ただし、鷹栖町から契約の締結を保留する旨の通知があった場合は、その指示に従うこと。**

(1) 契約の締結を書面で行う場合には鷹栖町の作成した契約書案に記名押印の上、鷹栖町に提出しなければならない。

(2) 契約の締結を契約内容を記録した電磁的記録で行う場合（以下「電子契約」という。）には鷹栖町が電子契約サービスにアップロードした契約書案に電子署名を行わなければならない。

2 入札参加者又はその代理人は、落札者となった場合に希望する契約方法を、鷹栖町が指定する様式により、別途指示する時期までに申し出を行うこと。

3 前項の申し出により、電子契約を希望した場合、電子契約に承諾したものとみなす。

(入札保証金等の帰属)

第14条 ~~落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は、一町に帰属する。~~

~~2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額の100分の5に相当する額の違約金を町に納付しなければならない。（契約保証金等）~~

第15条 ~~契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければならない。~~

~~2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権設定し当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出すること。~~

~~3 契約保証金に代える担保として銀行、町長の確実と認める金融機関、保証事業会社の保証又は保険会社に町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出するときは、保証期間を工事の始一期から完了予定月日までの期間とした当該保証を証する書面を提出してください。~~

~~（入札保証金等の充当）~~

第16条 ~~落札者は当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができる。~~

(入札の取りやめ等)

第17条 町長が入札を公平に執行することが出来ないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

(入札の辞退)

第18条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することが出来る。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出ること。

(1) 入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により関係課長に連絡すること。

(2) 入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札執行者に連絡すること。

3 前項により入札辞退した者に対し、これを理由に以降の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。